

「取引所外国為替証拠金取引口座設定約諾書」新旧対照表

平成 25 年 3 月 8 日

新	旧
<p>第 21 条（免責事項）</p> <p>天災地変等の不可抗力その他正当な事由により、私の請求に係る担保物の返還が遅延した場合に生じた損害については、取引所及び貴社がその責めを負わないこと。</p> <p>2～6 （変更なし）</p> <p>7 <u>取引所が算出、通知又は公表（以下この項において「通知等」とする。）する清算価格、証拠金の額その他の情報について、内容の齟齬又は通知等の遅延若しくは不能があったことにより生じた損害については、取引所に故意又は重過失がない限り、取引所がその責めを負わないこと。</u></p> <p>8 <u>取引の成立に係る処理、証拠金の授受その他清算に係る処理について、内容の齟齬又は遅延若しくは不能があったことにより生じた損害については、取引所に故意又は重過失がない限り、取引所がその責めを負わないこと。</u></p>	<p>第 21 条（免責事項）</p> <p>天災地変等の不可抗力により、私の請求に係る担保物の返還が遅延した場合に生じた損害については、取引所及び貴社がその責めを負わないこと。</p> <p>2～6 （変更なし）</p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p>